

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第六十号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(奈良県地方独立行政法人の重要な財産を定める条例の一部改正)

第一条 奈良県地方独立行政法人の重要な財産を定める条例(平成十九年三月奈良県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

本則中「地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)」を「法」に改め、本則を第三条とし、同条に見出しとして「(法第四十四条第一項に規定する条例で定める重要な財産)」を付し、同条の前に次の二条を加える。

(趣旨)

第一条 この条例は、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。)第六条第四項及び第四十四条第一項の規定に基づき、県が設立する地方独立行政法人に係る条例で定める重要な財産を定めるものとする。

(法第六条第四項に規定する条例で定める重要な財産)

第二条 県が設立する地方独立行政法人に係る法第六条第四項に規定する条例で定める重要な財産は、その保有する財産であつて、その法第四十二条の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日における帳簿価額(現金及び預金にあつては、申請の日におけるその額)が五十万円以上のもの(その性質上同条の規定により処分することが不適當なものを除く。)とする。

(職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正)

第二条 職員の高齢者部分休業に関する条例(平成十七年三月奈良県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「承認は」の下に「、次項に規定する年齢に達した日の属する年度の翌年度の四月一日以後の日を期間の初日とし」を加え、同条第二項中「期間は、五年」を「年齢は、職員の定年等に関する条例(昭和五十九年奈良県条例第十七号)第三条に規定する年齢から五年を減じた年齢」に改める。

(奈良県固定資産評価審議会条例の一部改正)

第三条 奈良県固定資産評価審議会条例(昭和三十七年十月奈良県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第四百一条の二第六項」を「第四百一条の二第五項」に改め、「奈良県固定資産評価審議会」の下に「(以下「審議会」という。)」を加える。

第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条第一項中「奈良県固定資産評価審議会(以下「審議会」という。)」を「審議会」に改め、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

(組織)

第二条 審議会は、委員十人以内で組織する。

(奈良県土地利用審査会条例の一部改正)

第四条 奈良県土地利用審査会条例(昭和四十九年十月奈良県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第七条を第八条とし、第二条から第六条までを一条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の一条を加える。

(組織)

第二条 審査会は、委員七人以内で組織する。

(奈良県介護保険審査会の公益を代表する委員の員数を定める条例の一部改正)

第五条 奈良県介護保険審査会の公益を代表する委員の員数を定める条例(平成十一年七月奈良県条例第五号)の一部を次のように改正する。

題名中「員数」を「員数等」に改める。

本則を第一条とし、同条に見出しとして「(公益を代表する委員の員数)」を付し、同条の次に次の一条を加える。

(合議体を構成する委員の定数)

第二条 介護保険法第八十九条第三項に規定する条例で定める同条第二項の合議体を構成する委員の定数は、三人とする。

(奈良県社会教育委員定数等に関する条例の一部改正)

第六条 奈良県社会教育委員定数等に関する条例(昭和二十四年十月奈良県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良県社会教育委員条例

第二条に見出しとして「（任期）」を付し、同条を第三条とする。

第一条に見出しとして「（組織）」を付し、同条中「社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十五条に基づく奈良県社会教育委員（以下「委員」という。）」を「委員」に改め、同条に次の一項を加える。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから教育委員会が委嘱する。

第一条を第二条とし、第一条として次の一条を加える。

（設置）

第一条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十五条第一項の規定に基づき、奈良県社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

（奈良県留置施設視察委員会条例の一部改正）

第七条 奈良県留置施設視察委員会条例（平成十九年三月奈良県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十一条第六項」を「第二十一条第四項」に改める。

第二条第二項中「補欠」を「委員の任期は、一年とする。ただし、補欠」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。